

【注意事項】

- ・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【軽井沢町】

(令和5年8月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)		○	住民課住民係	0267-45-8540	届出受領証等の掲示にされれば、同居人との関係性を判断する資料として利用されます。
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み		○	こども教育課児童係	0267-45-8672	届出をしていなくても申請は可能です。
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)		○	総務課防災係	0267-45-1880	委任状の作成に代えて、届出受領証当の掲示により代理申請が可能となります。なお、委任状を提出する場合には、届出受領証当は確認しません。
保育所・学童保育所への送迎		○	こども教育課児童係	0267-45-8672	届出をしていなくても申請は可能です。
要介護認定の代理申請		○	保健福祉課高齢者係	0267-44-3333	届出をしていなくても申請は可能です。